

弘前市総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定める「弘前市条件付き一般競争入札実施要領」に基づく入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に関して競争入札を実施する場合に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事のうち、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定することが適当と認められる建設工事とする。

ただし、市長が特に認める場合は、対象工事としないことができるものとする。

- (1) 設計金額が4千万円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が5千万円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額が3千万円以上の電気工事
- (4) 設計金額が3千万円以上の管工事

(学識経験者の意見聴取等)

第3条 市長は、次に掲げる場合には、政令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（以下「施行規則」という。）第12条の4の規定に基づき、2名以上の学識経験者の意見を聴取しなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。なお、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- (2) 落札者決定基準の意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合の落札者を決定しようとするとき。

(公告事項)

第4条 対象工事の入札公告については、弘前市契約規則第6条第10号のその他必要と認める事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること

- (2) 落札者決定基準
- (3) 提出を求める資料の内容及び提出期限
- (4) その他必要と認める事項

(入札参加資格審査申請)

第5条 対象工事の入札に参加しようとする者は、「弘前市条件付き一般競争入札実施要領」第6条に定める申請書(様式第1号)のほか、同条第1号の書類及び同条第5号のその他市長が必要と認める書類として次に掲げる資料のうち、公告に定めるものを提出するものとする。

- (1) 企業技術評価調書(様式1)
- (2) 配置予定技術者調書(総合評価用)(様式2)
- (3) その他必要と認める資料

2 前項に掲げる資料の提出期限後における内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。

3 資料の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

(落札者決定基準)

第6条 市長は、政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法等を定めるものとする。

(評価の基準)

第7条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

- (1) 評価項目

当該工事の目的及び内容に応じて設定するものとする。

- (2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

- (3) 技術評価点

入札参加資格者が提出した資料を基に各評価項目を点数化した得点の合計点とする。

- (4) 配点基準価格

入札参加資格者が入札した価格のうち、制限内(最低制限価格(弘前市建設工事最低制限価格制度要領第2条に規定する最低制限価格をいう。))と同様に計算した数値(以下「基準数値」という。)以上、予定価格以内)の最低入札価格をいう。

ただし、全ての入札価格が基準数値を下回った場合は、基準数値を配点基準価格とする。

- (5) 価格評価点

配点基準価格を入札参加資格者が入札した価格で除して得た数値に価格評価点の配

点85点を乗じて得た点数とする。(小数点以下第4位切捨て)

ただし、入札参加資格者が入札した価格が配点基準価格未満の場合は、価格評価点の配点85点に配点基準価格を入札価格で除して得た数値から1を引いたものに3を乗じて1を加えた数値で除して得た点数とする。

(入札価格が配点基準価格以上の場合)

【価格評価点＝配点(85点)×(配点基準価格／入札価格)】

(入札価格が配点基準価格未満の場合)

【価格評価点＝配点(85点)／{1+(配点基準価格／入札価格－1)×3}】

(評価の方法)

第8条 第6条に規定する評価の方法は、入札参加資格者の技術評価点に、価格評価点を加えて得た数値をもつて行うものとする。

【評価値＝技術評価点＋価格評価点】

(落札者の決定方法)

第9条 第6条に規定する落札者の決定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするものとする。なお、総合評価落札方式による入札においては、最低制限価格を設定しないものとする。

2 評価値の最も高い者が2名以上ある場合は、弘前市電子入札実施要領第2条第6号に規定する電子くじにより落札者を決定するものとする。

3 前項の規定による電子くじの手続が困難な場合は、別途市長が指定する場所及び日時において電子くじ以外のくじにより決定するものとする。この場合においては、当該入札者にくじを引かせ、当該入札者がくじを引くことができない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号の規定に基づき落札者の決定に当たって学識経験者の意見を聴取する場合は、当該意見聴取の結果を勘案し、落札者を決定するものとする。

5 落札者を決定後、契約締結前までに落札者が落札決定取消しとなった場合は、落札者の次に評価値が高い者を落札者とするものとする。

(評価内容の担保措置等)

第10条 落札決定後、配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、病気、死亡、退職等の極めて特別な理由により配置予定技術者を変更する場合には、事前に変更の承認を得た上で当初の配置予定技術者と同等以上の資格等を有する者を設置しなければならないものとする。

- 2 落札決定後、契約締結前までに落札者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 3 入札参加資格審査申請に係る資料に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、落札決定取消し又は契約の解除等を行うこととする。
- 4 前2項の規定により、落札決定取消し又は契約の解除等を行った場合、指名停止等の措置を講ずることとする。

(入札結果の公表)

第11条 市長は、対象工事の入札結果について、落札決定後速やかに公表するものとする。

(弘前市条件付き一般競争入札実施要領の適用)

第12条 本要領に規定する事項以外は、弘前市条件付き一般競争入札実施要領の規定を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。